

外国人と市民との相互理解推進に向けた企画・運営業務委託仕様書

1. 趣旨・概要

コロナ禍を経て市内在住外国人は急増するとともに出身国・地域も多様化している。このような中、地域における外国人との共生を推進していくためには、市民と在住外国人との交流機会を増やし、相互理解を促進し、関係構築を進めていくことが重要である。このため、外国人留学生を「多文化交流員」に任命し、地域からの要請に応じて地域イベント等に派遣する「多文化交流員制度」の推進や、当制度も活用し、区役所等、市民に身近な場所で国際交流事業を開催する。また、外国人との共生に関心のある団体・個人の活動を支援し、地域の自立的な交流を促進していく。

(多文化交流員制度概要)

市民と外国人の相互理解・交流を促進するため、市内に在住・在学の外国人留学生等を多文化交流員に任命し、地域等からの依頼に基づき、地域行事等へ派遣する制度。

2. 業務内容

本事業を進めるにあたり、受託者は神戸市（以下「市」という）と各資料の様式や報酬の基準等について協議を行い決定した上で、以下の事項を確実に実施する。

また、業務期間満了までに、各事項の効果検証を行い、事業総括報告書の提出と、市に対する報告会を実施する。

(1) 多文化交流員制度の運営及び推進

① 多文化交流員の任命

受託者は、神戸市と連携し、市内に在住・在学・在勤する外国人留学生や市内在住外国人に対して、本制度の周知、多文化交流員への登録勧奨を隨時行い、多文化交流員として任命すること。周知・登録勧奨にあたっては、HP掲載やSNS発信等効果的な手法を提案し実施することで、前年度を上回る任命数を達成できることを努めること。

登録希望者から申込書や口座指定書等の受領を行いN3以上の日本語能力を有しているか等、市の定める多文化交流員としての要件を確認の上、市に報告し、承諾を受ける。その後、市においては「任命状」を申込者に発行する。

（参考：2023年度任命実績50名、2024年度目標値75名以上）

② 多文化交流員の活動に対する保険加入

多文化交流員に登録した者に対して、制度趣旨等の説明を行うとともに、市が指定するボランティア保険※への加入手続きを行う。

※兵庫県ボランティア・市民活動災害共済の「市民活動災害共済プラン」(500 円/名)

③ 多文化交流員の派遣

市と連携し、地域団体、外国人支援団体、NPO、学校等に対し、本制度の周知、地域のイベント等への多文化交流員の派遣勧奨を行い、50 回程度の派遣を実施する。なお、派遣にあたっては、多文化交流員が事業趣旨に沿って効果的に活動を行えるよう適切な支援を行う。

また、周知・派遣勧奨にあたっては、HP 掲載や SNS 発信等効果的な手法を提案し実施すること。

派遣を希望する団体から派遣依頼書を受領した際は、地域の国際化に資するか等、市の定める要件を確認し、市に報告したうえで、承諾を受ける。その後、市においては、派遣決定通知書を発行する。

④ 多文化交流員への報酬等支払い

多文化交流員の地域のイベント等への派遣が完了したのちに、派遣先団体から活動報告書を受領し、活動現認者のサイン等を確認のうえ、市に報告し、承諾を受ける。その後、市の定める報酬と派遣に必要となった旅費を多文化交流員に支払う。

⑤ 情報の管理

登録者や派遣先・イベント等の情報はいつでも市と共有できるようにリスト等で整理する。

⑥ 積極的な活用の推進

上記②における各団体からの依頼に基づく派遣だけでなく、多文化交流員を活用した、市民と在住外国人との相互理解・交流を促進する国際交流事業を主体的に企画し、実施する。

内容は、さらなる多文化交流員の派遣機会を捕捉するためにも、神戸市と連携し、各区の事情等も把握したうえで、適正と考えられるものとすること。

開催場所は、受託者で確保すること。場所の選定においては、区役所等の地域に身近な場所を活用することとし、開催回数は契約期間内で各区 1 回程度とする。

(2) 外国人との共生に関する団体・個人に対する活動支援

① 地域と外国人との共生に関する講座の開催

外国人との共生を推進する地域人材・団体を育成するため、地域と外国人との共生の経験が豊富な方や、当事者である外国人住民、学識者等の有識者を招き、地域における外国人との共生に関する NPO や地域団体、ボランティアを対象に、外国人と

の共生に向けた活動を実施していくうえで必要となる知識や考え方、受託者以外も含む身近な活動事例、ボランティアとして活動する際の心構えなどに関する講座を実施する。講座は、1 クールあたり 15 人以上を定員として延べ 10 時間以上のプログラム（複数日程に分けても構わない）を提供するものとし、参加者を 2 回募集して 2 クール（1 クール目：8 月～10 月、2 クール目：12 月～2 月）実施すること。

講座の実施場所・講師については受託者で確保するものとし、講座内容や日程も含めて、講座開始予定日の 1か月前までに神戸市の承諾を受けること。

講座の広報および参加者の募集については、神戸市が構築しているボランティアマッチングシステムを活用するほか、受託者で実施すること。

② 具体的な活動実施に向けた継続的な支援

上記研修受講者を含む、外国人との共生に関する活動を希望する団体や個人からの相談を受け付け、活動の実施に向けて、外国人との共生の観点から、助言や、活動機会（地域日本語教室や外国人支援団体、コミュニティ、イベント等）に関する情報提供、在住外国人関係団体とのコーディネートや広報などの支援を実施する。

相談については、電話及びメールで受け付け可能な体制を確保し、相談者が希望する場合は対面による相談対応も実施すること。（電話による相談受付については少なくとも週 8 時間、原則毎週固定の曜日・時間を相談受付時間として設定・広報すること）

なお、NPO の運営基盤強化等、特に外国人との共生に関するものではない一般的な相談・支援については、神戸市の実施する関連事業（例：「地域課題に取り組む NPO 等に対する運営支援」業務・「協働コーディネート」業務など）も活用して対応すること。

3. 業務実施にあたっての補足事項

- ・本事業の実施にあたっては、市および関係機関との連携を図ること。
- ・受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。その他、個人情報等の保護については、委託契約約款第 29 条を順守すること。

4. 業務報告

- ・毎月、事業の進捗状況について、以下の実績を含めた月例報告書を作成し、翌月 10 日までに、委託者まで E メールで提出すること。様式不問。

（1）多文化交流員制度の運営及び推進

- ・多文化交流員や派遣イベントに関する広報実施状況
- ・多文化交流員の登録人数（申請中を含む）

- ・多文化交流員を派遣したイベント件数と内容、人数
- ・積極的な活用に向けた交流事業の検討・実施状況（参加人数等）
- ・積極的な活用に向けた交流事業の広報実施状況

（2）団体・個人に対する活動支援

- ・講座の内容（スケジュール含む）、開催件数、参加人数
- ・講座受講者に対する支援状況（相談件数（電話・メール・対面）、具体的な支援内容）

5. 委託期間

契約締結の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6. 契約金額（上限額）

金 7,430,000 円（消費税及び地方消費税含む）

7. 委託料の支払い

委託契約締結後、受託者の請求に基づき概算払いする。委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い委託料の精算を行う。

8. その他

（1）留意事項

- ①業務実施にあたってはプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。業務遂行にあたっては、市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ②業務の遂行にあたっては、公の事業であることを認識し、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- ③本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については市に帰属する。
- ④事故発生時は、速やかに市へ報告すること。

（2）記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。